



**日本証券業協会**  
Japan Securities Dealers Association

# 令和4年度 協会員に対する監査結果

令和5年4月19日  
日本証券業協会

# 1. 令和4年度 協会員に対する監査結果について

## (1) 実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 82先(会員 56社、特別会員 26機関)に対し監査を実施

※ 新型コロナウイルス感染症の状況や監査先の業務運営体制等を勘案して、臨店監査 74先、臨店を伴わない監査 8先を実施。

## (2) 監査結果(通知書交付ベース)

### ① 監査結果通知先

- 協会員 82先(会員56社、特別会員26機関)

うち 18先(会員17社、特別会員1機関)に対して、法令・諸規則違反等を指摘

※ 「会員」には、特定業務会員を含む。

### ② 主な指摘

- 法令違反

(会員) 不公正取引防止のための売買管理態勢に係る不備

- 諸規則違反

(会員) EB債の販売に当たり合理的根拠適合性の検証が行われていない状況

- 業務運営・内部管理態勢の不備

(特別会員) 投資信託の相場急変時の情報提供態勢が不十分な状況

※ 主な指摘は下半期分の監査結果から抽出したものの。

## 2. 会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和4年度	【参考】令和3年度
① 監査実施先数	56社	50社
うち取引所との合同検査	22社	23社
うち協会の単独監査	34社	27社
うち特別監査等	1社	—
② 1先平均の監査人員	4.8人	4.7人
(1先当たりの監査人員)	(3~10人)	(3~11人)

※ 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

### 3. 特別会員に対する監査の実施状況

実施状況	令和4年度	【参考】令和3年度
① 監査実施先数	26機関	24機関
② 1先平均の監査人員	3.6人	3.2人
(1先当たりの監査人員)	(3~5人)	(3~5人)

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和4年度	【参考】令和3年度
結果通知先数	56社	47社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(17社)	(11社)

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度	【参考】令和3年度
法令違反の指摘件数	5件 (4社)	2件 (2社)
① 「純財産額が資本金の額を下回った場合」に係る届出漏れ	2件	—
② 府令で定められた禁止期間内における引受人の自己の計算による買付け	1件	1件
③ 法定帳簿の記載不備等	1件	—
④ 不公正取引防止のための売買管理態勢に係る不備	1件	—
○ その他	—	1件

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度	【参考】令和3年度
諸規則違反の指摘件数	6件 (5社)	3件 (3社)
① 不公正取引防止のための売買管理態勢が不十分な状況	2件	—
② 私募社債券の保有顧客への情報提供が不十分な状況	1件	—
③ 役職員取引に係る社内規則の未制定	1件	—
④ EB債の販売に当たり合理的根拠適合性の検証が行われていない状況	1件	—
⑤ 注文管理態勢等に係る不備	1件	—
○ その他	—	3件

## 4. 会員に対する監査結果通知状況

### (4) 会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度	【参考】令和3年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	27件 (14社)	21件 (10社)
① システムリスク管理態勢に係るもの	5件	4件
② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組に係るもの	4件	2件
③ 顧客管理態勢に係るもの	3件	3件
④ 金融商品販売の管理態勢に係るもの	3件	2件
⑤ 事業継続計画の態勢整備に係るもの	3件	1件
⑥ 内部監査態勢に係るもの	3件	—
⑦ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	2件	1件
⑧ 顧客分別金の管理態勢に係るもの	1件	1件
⑨ 法人関係情報の管理態勢に係るもの	1件	1件
⑩ 経理処理に係るもの	1件	—
⑪ 法令等遵守態勢に係るもの	1件	—
○ その他	—	6件

## 5. 特別会員に対する監査結果通知状況

### (1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和4年度	【参考】令和3年度
結果通知先数	26機関	27機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(1機関)	(3機関)

### (2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度	【参考】令和3年度
法令違反の指摘件数	—	—

## 5. 特別会員に対する監査結果通知状況

### (3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度	【参考】令和3年度
諸規則違反の指摘件数	—	—

### (4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度	【参考】令和3年度
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	2件 (1機関)	6件 (3機関)
① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組に係るもの	1件	1件
② 投資信託の相場急変時の情報提供に係るもの	1件	—
○ その他	—	5件

### (1)法令違反【会員】

- 不公正取引防止のための売買管理態勢に係る不備
  - 不公正取引防止のための売買管理態勢について確認したところ、以下の状況が認められた。
    - ① 上場株式の買付注文を受託するに際し、顧客の属性等を踏まえると相場操縦や作為的相場形成等の価格形成面の影響に関するチェックを要する状況であったにもかかわらず、これを行わずに受託する不適切な状況
    - ② 売買関与率が高いなど一定の社内基準により抽出された顧客の買付注文について、売買審査等が適切に行われていない状況
    - ③ 上記②について売買審査記録では審査結果(問題なし)の理由が記載されておらず、売買審査が適切に行われているかの事後検証ができない状況

### (2)規則違反【会員】

- EB債の販売に当たり合理的根拠適合性の検証が行われていない状況
  - 複数銘柄参照のEB債の販売開始に当たって、既に取り扱っている単一銘柄参照のEB債とは商品性が相違しリスクが増大しているにもかかわらず、単一銘柄参照のEB債の類似商品であるとして、合理的根拠適合性の検証を行うことなく販売している状況が認められた。

### ○ 業務運営・内部管理態勢の不備【特別会員】

#### ○ 投資信託の相場急変時の情報提供態勢が不十分な状況

- 社内規則において「相場急変等により投資信託委託会社から臨時レポートを受信した際は、各営業店は、担当部署からの通知内容に基づき対応する」こととしていたが、担当部署は、投資信託委託会社から複数回にわたり受信していた臨時レポートについて、本来確認すべき受信ページの確認を怠り、各営業店宛に事務連絡等を行わなかった。